

- 1 会 議 名 議会基本条例推進協議会
- 2 日 時 令和 7 年 4 月 18 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
- 3 場 所 第 2 ・ 第 3 委員会室
- 4 出席議員 議員 15 名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
- 7 会長あいさつ
- 8 協議事項

（1）議会サポーターとの意見交換会の反省について

① 4 月 9 日（水）午後 7 時 Z o o m 会議

② 4 月 12 日（土）午前 10 時

井上会長：記録書について何かあれば。

各議員：記録書について修正の意見を述べた。

井上会長：もう一度見直してまとめる。

塚崎議員：記録者と発言者はなぜ載っていないのか。何かあってこのようになったのか。体裁がいつも違ったり、書き方が変わってきたりするため、記録者が違うことが分かるとよいと思う。また、議会内の発言は誰が何を発言したか載せていると思う。この記録書で発言者が分からないのはなぜなのか。

梅村副会長：議論した記憶はないが、作成者の作業時間に配慮し、最低限内容が分かる形としてこのようにしているのではないかと。

塚崎議員：記録者と司会者だけは書くと分かりやすいのではないかと。

大野議員：以前は司会者と記録者は書いていたようだ。どこかでやめようとなった。

井上会長：今回から載せることとするか。

木村議員：司会者を書く必要はない。文責として、まとめた人を載せてはいいか。サポーターから問い合わせがあった際に答えることもできる。

井上会長：記録者の名前を載せるということで統一してよろしいか。

（異議なし）

井上会長：今回の記録書から記録者を載せる。9 日は梅村議員、12 日は片岡議員の名前を載せる。

大野議員：この記録書は要約なので要約と入れる必要があるのではないかと考えた。また、後から見て出席議員が分からなくなるので、出席議員名を入れた方がいいと思う。

井上会長：今回から出席議員は人数ではなく名字を載せる。

木村議員：執行機関側の会議録は要約が多い。そこに要約と記載があるのであれば載せた方がいいと思う。出席者は必ず執行機関の会議録には入っている所以需要ならば載せればよいと思う。執行機関側の会議録に合わせる形で残すようにお願いしたい。

井上会長：今回から「ふれあいトーク記録書（要約）」とする。サポーターは参加人数のままで、議員は参加者の名字を載せる。完成したら正副議長で見直し、ホームページに掲載する。

（２）チーム会議の報告について

・ＩＣＴチーム

関戸議員：資料に基づき説明。画面のイメージだが、一般的なウィンドウズのフォルダ形式のもので、議会事務局で使用している名称や階層をそのまま使うことによって議会事務局の手間を省く形で進めたい。全て決めて７月には提示できるように進めていく。

片岡議員：資料に基づき説明。スケジュールについては、６月末にタブレットが納品され、セットアップ完了するのが７月上旬だと思う。７月から毎週曜日を決めて研修を行いたい。こちらで日程を決め、出られる人に出してもらう方式としたい。欠席者についてはＩＣＴチームで責任を持ってフォローしていく。来週ＩＣＴチームで業者から研修を受けて勉強し、その内容を伝える。

関戸議員：過去のデータはどうなっているか心配だと思うが、できるだけ昨年はデータベースを作成し比較ができるよう準備していきたい。

塚崎議員：市役所のネットワークにつながっている業務用パソコンがアクセスできるようにすると、市のネットワークへの影響の心配はないと思うが、人為的ミスが怖い。業務用パソコンには個人情報もあり、ミスで議員に配付されることが起こりうる。手間だと思うがＵＳＢを経由したほうが安全ではないか。

片岡議員：ＵＳＢに間違えてデータを入れたら同じことである。人為的ミスをどう排除するかということは詰めていかなければいけないが、今は事務局がすぐデータ配付できる方法を主として考えている。確かに今ご指摘の点は起こりうる。ご指摘に感謝する。

梅村副会長：電子配布資料（案）の行事通知、出席依頼等について、紙で配付のものがあるのはなぜか。

片岡議員：通知を紙で持参される団体もあるため、それをスキャンして電子で配付するよりも、そのまま紙を配付する方式になるだろうという見込みでこのようになっている。団体にメール送信していただければ、データで

配付していくことを団体に伝えることにしていくことは事務局と確認している。

梅村副会長：一般質問の資料に紙で配付が残っているのも同じ考え方によるものか。なぜなのか。

片岡議員：傍聴者にタブレットを用意できるか不確定であり、紙での配付が残る可能性がある。

梅村副会長：資料のまとめ方として、議員向けのものとして捉えた。そのあたりをもう少し分かりやすくしてもらいたい。

片岡議員：一般質問資料については傍聴者のことも含まれている。議員と執行機関については電子配付となる。

梅村副会長：最後の説明にあったフローの中で、365にアクセスできるのは1台だけということか。

片岡議員：貸与されるタブレットのほかにも、ご自身のパソコンやスマートフォンも登録すればアクセスできる。一人複数台のアクセスが可能である。

大野議員：議長に一般質問の資料の許可を得る時、スピードが必要なため議長の机上に紙で置いておき、後でよいかどうか聞いていたが、そこは課題では。

片岡議員：一般質問の議長提出用フォルダを作成し、議長がそのフォルダを確認するようにしようと思っている。

塚崎議員：第7条の(8)について、会議の録音録画が禁止になっているが、許可したほうがよいと思う。慣れない間、会議のスピードについていけない場合があると思うので、タブレットで記録を取ったり文字起こしをしたりしたいと思っているので、許可してもらえると助かる。禁止事項にしないほしい。一般的に議会は全て録音も録画も禁止されていない。

堀江議員：タブレットで直接録画すると漏洩する可能性があるため。自分のスマートフォンで録音や録画をすることはよいということであったと記憶している。

塚崎議員：自分のスマートフォンも365にアクセスできる状態であれば同じことである。スマートフォンの容量も必要なため、タブレットで保管できたほうが助かる。

井上会長：その件についてはチームで再考をお願いする。

梅村副会長：今の想定だと、貸与されたタブレットはふれあいトークを市役所以外で行う場合は使用できないという想定か。

片岡議員：確かにそうである。議会の公務の場合、外へ持ち出すことをどうするかについて検討する。

梅村副会長：執行機関は365にはアクセスできないことになると思うが、

執行機関の資料は議会事務局とどういうやり取りをするか。

片岡議員：議会事務局で使用している業務用パソコンは現在も執行機関のネットワークとつながっており、市役所のネットワークの決まったフォルダに入ったものを議会事務局が見て、印刷したりしている。それを３６５にアップロードするようにしてもらおうということ。

- ・災害対応チームについて

塚崎議員：ＢＣＰの最終修正を今日とりまとめて、もう一度見直しを行い、再度チーム会議を行う予定である。

- ・市民参加チーム

なし

(３) 今後の予定について

なし

(４) その他

井上会長：議会サポーターからの意見を配付した。ありがたいご意見をいただいた。

事務局：４月１２日の意見交換会に提出されたものである。

９ その他

井上会長：議会基本条例検証特別委員会を３日間行って課題が出た。それをもとに来年度も課題解決に向けて取り組んでいただきたい。